

報道資料

令和4年3月28日

1 件名	高額介護サービス費の算定誤りについて
2 日時	令和4年3月28日
3 場所	—
4 内容	<p>介護保険制度では、介護保険サービスを利用した際、1箇月に支払った自己負担額が一定の上限額を超えたときに、超えた部分を市が高額サービス費として支給を行っています。</p> <p>このたび、市では、支給対象者のうち公費負担医療対象者の自己負担額の算定において、高額介護サービス費を過少支給していたことが判明しました。</p> <p>(1) 概要</p> <p>介護保険システムで高額介護サービス費を算定する際、公費負担医療対象者が訪問看護等の介護サービスを利用したときの自己負担額を介護保険サービスの自己負担額に含めずに計算していたため、支給額に不足が生じました。</p> <p>(2) 追加支給の概要</p> <p>①対象期間</p> <p>令和2年2月利用分から令和3年12月利用分</p> <p>※時効2年（介護保険法第200条）</p> <p>②対象者（令和4年3月28日現在）</p> <p>13世帯16人</p> <p>③追加支給額（令和4年3月28日現在）</p> <p>合計59,670円</p> <p>※上記の対象者及び追加支給額は、現時点における概算（速報値）であり、今後の確認作業により変動する可能性があります。</p> <p>(3) 市の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・高額介護サービス費の支給が不足していた方及び支給していなかった方に対し、お詫びと追加支給に関する案内を通知します。・介護保険システムを改修し、追加支給額を確定させしだい、追加支給を行います。・高額医療合算介護サービス費など類似制度への影響がないか、調査を継続し、追加支給が必要となる場合は、速やかに必要な措置を講じます。
5 出席者	—
6 問い合わせ	健康福祉部 介護保険課（担当：堀） TEL 083-934-2795

高額介護サービス費の算定誤りについて

■高額介護サービス費

介護保険サービスの利用者負担額（1割から3割）が、所得区分ごとに設定された上限額（15,000円、24,600円、44,400円、93,000円、140,100円）を超える場合に、超えた部分が支給される制度。

■介護保険優先の公費負担医療

障害者総合支援法、難病法等の介護保険優先の公費負担医療の対象となるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション等）については、その負担額が1箇月の所得区分ごとの上限額を超える場合に、超えた部分が高額介護サービス費として支給される。

■公費負担医療等のある場合の高額介護サービス費の支給

（例）利用者負担上限額：44,400円

利用者負担割合：1割

公費負担の有無	介護保険サービス	費用総額	保険給付費	公費負担額	利用者負担額
なし	訪問介護	300,000円	270,000円	0円	30,000円 (A)
なし	通所介護	200,000円	180,000円	0円	20,000円 (B)
あり	訪問看護	100,000円	90,000円	9,500円	500円 (C)

<高額サービス費の算定方法>

各介護保険サービスの利用者負担額の合計額－利用者負担上限額＝高額介護サービス費の支給額

<誤った算定①>

$$30,000円 (A) + 20,000円 (B) - 44,400円 = 5,600円$$

<正しい算定②>

$$30,000円 (A) + 20,000円 (B) + 500円 (C) - 44,400円 = 6,100円$$

<差額①－②>

$$5,600円 - 6,100円 = \blacktriangle 500円 (追加支給額)$$